

財政健全化法に基づく吉見町の 「健全化判断比率等(平成20年度)」を公表し ます

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部が平成20年4月に施行され、町の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられました。平成21年4月からは、同法が完全施行になり財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられています。

健全化判断比率（平成20年度決算による算定）

次の4つの比率がどのような状況かを判断する基準として、「早期健全化基準」（黄信号）、「財政再生基準」（赤信号）が設けられています。

1. 実質赤字比率
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
2. 連結実質赤字比率
全会計を対象とした赤字比率又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
3. 実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
4. 将来負担比率
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

	吉見町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—	20.00%	40.00%
実質公債費比率	13.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	143.6%	350.0%	

※実質赤字比率、連結赤字比率は、該当がないことから「—」表示となっています。

・実質赤字比率では、一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ありません。

・連結実質赤字比率では、一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率は該当ありません。

・実質公債費比率(H18~20の3カ年平均)は、一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率で、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

20年度の比率は、13.0%で、企業会計等の繰入基準額の増加、比企土地開発公社からの買い戻し終了に伴う減少などにより単年度の対前年度比では0.78%減少となりましたが、3カ年平均では0.9%の増加となりました。

前年度（H17~19） 12.1%

前々年度（H16~18） 11.1%

平成20年度末において、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額は、標準財政規模の約1.4倍です。

$$\frac{\text{将来負担額 (12,035,263千円)} - \text{充当可能財源当 (6,236,649千円)}}{\text{標準財政規模 (4,660,355千円)} - \text{算入公債費等 (624,543千円)}} \times 100 = 143.6\%$$

上記のとおり、吉見町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、同法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要です。

また、公営企業会計の健全化判断比率である資金不足比率については、次のとおりです。

・資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

	平成20年度決算による数値		
	下水道事業 特別会計	農業集落排水事 業特別会計	水道事業会計
資金不足比率	—	—	—

※いずれの会計も資金不足でないことから「—」表示となっております。

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当なしであり、経営健全化計画の策定は不要です。